

1 特別措置の対象地域（下線部が今回追加した市町村）

○ 災害救助法が適用された市町村

福岡県 大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
 大分県 日田市、由布市、玖珠郡九重町・玖珠町
 熊本県 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町・津奈木町、
 球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・
 球磨村・あさぎり町
 鹿児島県 阿久根市、出水市、伊佐市、鹿屋市、曾於市、志布志市、出水郡長島町

○ 災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 柳川市、筑後市、うきは市、朝倉市、小郡市、大川市、八女郡広川町、
 三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、朝倉郡東峰村、田川郡添田町
 佐賀県 鳥栖市、神埼市、三養基郡みやき町
 大分県 大分市、別府市、中津市、竹田市、宇佐市
 熊本県 宇城市、荒尾市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、八代郡氷川町
 上益城郡山都町、下益城郡美里町、天草郡苓北町、
 玉名郡南関町・和水町、阿蘇郡南小国町・小国町
 宮崎県 えびの市、小林市、都城市、串間市、東臼杵郡椎葉村、児湯郡西米良村
 鹿児島県 薩摩川内市、霧島市、垂水市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町、
 曾於郡大崎町、肝属郡東串良町・肝付町・錦江町

※ 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

2 特別措置の内容

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2020 年 6 月（支払期日が 7 月 4 日以降のものに限る。）、7 月、8 月および 9 月料金計算分の料金算定日を 1 か月間延長します。

2. 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災日が属する料金計算月の次の 6 か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除します。

3. 工事費負担金（※）の免除

2021 年 1 月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

4. 臨時工事費（※）の免除

2021 年 1 月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

5. 基本料金等の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除します。

6. 諸工料（※）の免除

2021 年 1 月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

(注) ※ 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さまにご負担いただく費用をいいます。